

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たの翌日が休日には、その翌日)

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年五月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十一号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項中「及び共済組合」を「、共済組合」に改め、「支払うべき金銭」の下に「及び労働者財産形成貯蓄契約に基づく預入に係る金銭」を加え、同条第一項に次の一号を加える。

五 勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入に係る金銭は、当該契約に係る金融機関に口座振替の方法により払い込むものとし、その払込みの手続については、前号（後段を除く。）の規定を準用するものとすること。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（部における会計事務手続の特例に関する規則の一部改正）

2 部における会計事務手続の特例に関する規則（昭和四十三年六月鳥取県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「様式第1号」を「様式第1号（第2条関係）」に改め、

規 則

◆規 則

告 示

採石業務管理者試験の実施

◆規 則
鳥取県会計規則の一部を改正する規則
字の区域の変更等
健康保険法等による看護料の支給基準
国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
なる旨の申出の受理の他の都道府県療養取扱機関と
土地区画整理法による換地処分

◆規 則

目 次

◆規 則
鳥取県会計規則の一部を改正する規則
字の区域の変更等
健康保険法等による看護料の支給基準
国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
なる旨の申出の受理の他の都道府県療養取扱機関と
土地区画整理法による換地処分

回様式の(2)中

田	田	田	田	田	田	田	田
田	田	田	田	田	田	田	田
田	田	田	田	田	田	田	田
田	田	田	田	田	田	田	田
田	田	田	田	田	田	田	田

田	田	田	田	田	田	田	田
田	田	田	田	田	田	田	田
田	田	田	田	田	田	田	田
田	田	田	田	田	田	田	田
田	田	田	田	田	田	田	田

田	田	田	田	田	田	田	田
田	田	田	田	田	田	田	田
田	田	田	田	田	田	田	田
田	田	田	田	田	田	田	田
田	田	田	田	田	田	田	田

を

田	田	田	田	田	田	田	田
田	田	田	田	田	田	田	田
田	田	田	田	田	田	田	田
田	田	田	田	田	田	田	田
田	田	田	田	田	田	田	田

告白

鳥取県告示第四百十号

公示

様式第十一即ち「様式第12号」や「様式第12号(第9条関係)」に改むる。

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廢止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更並びに字の区域の廢止は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第四項後段の規定による青木団地土地区画整理事業(第二工区)の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生じる。

昭和五十一年五月十八日

鳥取県知事 平林鴻三

区域を変更する 町及び字の名称	同上の区域(昭和五十一年一月六日現在の地番による。)
--------------------	----------------------------

- 式様第一即ち「様式第2号」や「様式第2号(第2条関係)」に改むる。
- 式様第三即ち「様式第3号」や「様式第3号(第2条関係)」に改むる。
- 式様第五即ち「様式第4号」や「様式第4号(第3条関係)」に改むる。
- 式様第六即ち「様式第5号」や「様式第5号(第4条関係)」に改むる。
- 式様第七即ち「様式第6号」や「様式第6号(第5条関係)」に改むる。
- 式様第九即ち「様式第7号」や「様式第7号(第6条関係)」に改むる。
- 式様第十即ち「様式第9号」や「様式第9号(第8条関係)」に改むる。
- 式様第十一即ち「様式第10号」や「様式第10号(第8条関係)」に改むる。

青木字城下峯の全域、青木字天ヶ谷峯のうち「〇一五」の 以外の区域、青木字天ヶ谷の全域、青木字小ガタ「〇六 四〇三」、「一〇七一」の「一」、「一〇七一」の「一」、「一〇七三」、「一〇七 四」、「一〇七四」の「一」及びこれらの一體をなす

永

江

国有地、青木字三崎谷ノ武一〇〇九の一から一〇〇九の三まで、一〇一〇及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇〇九の四と一体をなす国有地の一部、青木字落田一〇八八の二及び一〇三の二、青木字青木屋敷九七二の一、九七三の一、九七四から九八一まで、九八九、九九〇、九九一の一、九九二から九九六まで、九九七の一、九九七の二、九九八から一〇〇三まで及び一〇〇四の一並びに九六八、九七二の一、九七三の二、九七五から九七八まで、九九一の二まで、九八〇、九八一、九八七から九九〇まで、九九一の一、九九二の二、九九二から九九五まで、九九八から一〇〇三まで及び一〇〇四の一と一体をなす国有地の一部、青木字上宮ノ峯のうち九六三の三、九六三の五、九六三の六及び九六四以外の区域、青木字宮ノ峯一一五一の三及びこれと一体をなす国有地並びに一一五一の二と一体をなす国有地の一部、青木字宮塔九四一の二、九四三の二、九四四の二、九四五の二、九四六の二、九四七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに九四一の一と一体をなす国有地の一部、青木字乘越八一五の二、八一六の四、八一七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに八一七の一と一体をなす国有地の一部並びに青木字城下七五五、七五六の一、七五六の二、七五七から七五九まで、七六〇の二から七六〇の三まで、七六一の一、七六一の二、七六二、七六三、七六四の一、七六四の二、七六五から七六七まで、七六八の一、七六九の一、七七〇の一、七七一、七七二、七七三の二、七七四の一、七八二の二、七八三の二、

七九〇の二、七九一の三及びこれらと一体をなす国有地

青木字天ヶ谷峯一〇一五の二

青木字小ガタのうち一〇六四の三、一〇七一の二、一〇七二の一、一〇七三、一〇七四、一〇七五の一、一〇七六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

青木字天ヶ谷峯一〇一五の二

青木字小ガタのうち一〇〇九の一から一〇〇九の三まで、一〇一〇及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇〇九の四と一体をなす国有地の一部以外の区域

青木字落田のうち一〇八八の二及び一〇〇三の二以外の区域

青木字落田

青木字青木屋敷のうち九七二の一、九七三の二、九七四から九八一まで、九八九、九九〇、九九一の一、九九二から九九六まで、九九七の一、九九七の二、九九八から一〇〇三まで及び一〇〇四の一並びに九六八、九七二の一、九七三の一、九七三の二、九七五から九七八まで、九八〇、九八二、九八七から九九〇まで、九九一の一、九九一の二、九九二から九九五まで、九九八から一〇〇三まで及び一〇〇四の一と一体をなす国有地の一部以外の区域

青木字青木屋敷

青木字上宮ノ峯

び九六四

青木字宮ノ峯のうち一一五一の三及びこれと一体をなす

青木字宮ノ峯

国有地並びに一一五一の一及び一一五一の二と一体をなす
国有地の一部以外の区域

青木字宮塔

青木字宮塔のうち九四一の二、九四三の二、九四四の二、
九四五の二、九四六の二、九四七の二及びこれらと一体を
なす国有地並びに九四一の一と一体をなす国有地の一部以
外の区域

青木字乗越

青木字乗越のうち八一五の二、八一六の四、八一七の二
及びこれらと一体をなす国有地並びに八一七の一と一体を
なす国有地の一部以外の区域

青木字城下

青木字城下のうち七五五、七五六の一、七五六の二、七
五七から七五九まで、七六〇の一から七六〇の三まで、七
六一の一、七六一の二、七六二、七六三、七六四の一、七
六四の二、七六五から七六七まで、七六八の一、七六九の
一、七七〇の一、七七一、七七二、七七三の一、七七四の
一、七八二の二、七八三の二、七九〇の一、七九一の三及
びこれらと一体をなす国有地以外の区域

廃止する字の名称

青木字城下峯及び青木字天ヶ谷

鳥取県告示第四百十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条规定、日雇労働者健康保

院(昭和二十八年法律第二百七号)第十条及び船員保険法(昭和十四年
法律第七十三号)第二十八条の規定により看護の給付を行う場合の看護料
の支給基準を次のように定め、昭和五十一年五月一日から適用し、昭和五
十年五月鳥取県告示第四百六十四号(健康保険法等による看護料の支給基
準について)は、廃止する。

昭和五十一年五月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

看護料の支給基準

一 病状が重篤であつて絶対安静を必要とし、医師若しくは看護婦が常時
監視し、隨時適切な処置を講ずる必要がある場合又は病状は必ずしも重
篤でないが、手術のため比較的長期にわたり医師若しくは看護婦が常時
監視し、隨時適切な処置を講ずる必要がある場合

病 種 别			
看 護 婦			
看護補助者			
コレラ、痘瘡、発疹チフス及びペスト	六、九三〇円	五、九〇〇円	
法定伝染病(コレラ、痘瘡、発疹チフ ス及びペストを除く。)、急性灰白髓 炎、開放性結核、非開放性結核(患者 が結核病棟に収容されたときに限る。) 及び精神病	五、五四〇円	四、七一〇円	
その他	四、六一〇円	三、九三〇円	
	四、六一〇円	三、四七〇円	

- 二 病状から判断し、常態として次のいずれかに該当する場合
 (一) 体位変換又は床上起坐が禁止され、又は不可能であること。
 (二) 食事及び用便につき介助を要すること。

病	種	別	の看護料
コレラ、痘瘡、癰瘍チフス及びペスト			一日当たり
法定伝染病（コレラ、痘瘡、癰瘍チフス及びペストを除く）、急性灰白髄炎、開放性結核、非開放性結核（患者が結核病棟に収容されたときに限る。）及び精神病	二、九二〇円	三、六五〇円	一日当たり
その他の疾病	二、四三〇円		

備考

- 1 看護料には、食費及び寝具料を含むものとする。
- 2 泊込みのときは、一日当たりの看護料の額の一割五分増とする。
- 3 医師が療養上徹夜看護を必要と認めたときは、一日当たりの看護料の額の二割五分増とし、2と併給することができる。ただし、支給基準の二に該当するときは、この限りでない。
- 4 この基準は、最高額を示したものであり、現に要した看護料がこの支給基準の範囲内であるときは、その額とする。
- 5 付添看護人一人で患者一人までの看護の担当は認めるが、三人以上の担当は認めない。ただし、支給基準の二に該当するときに限る。
- 6 看護婦又は准看護婦を求めることができなくて、やむを得ず看護補助者（親族、友人等を含まない。）を付き添わせた場合の看護

料は、主治医又は施設の看護婦の指揮を受けて看護補助を行つてゐる旨を施設長が証明するときに限り支給する。
 7 在宅患者の看護については、看護補助者は認めない。
 8 看護婦又は准看護婦については、その免許証の写し又は資格に関する証明書を必要とする。

鳥取県告示第四百十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条规定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年五月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所	在	地	申出の受理の年月日
伊藤医院 ハヤシ歯科医院	東伯郡北条町大字江北八一 鳥取市片原三丁目二一一 長谷川ビル2F			昭和五十一年四月二十三日 五月六日

鳥取県告示第四百十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師

の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年五月十八日

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
伊藤 医院	東伯郡北条町大字江北八一	全国	昭和五十一年四月二十三日
ハヤシ歯科医院	鳥取市片原三丁目二一長谷川ビル2F	" "	五月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

計量器の所在の場所
倉吉市役所

鳥取県告示第四百五十五号

青木団地土地区画整理事業(第二工区)施行地区の宅地について、昭和五十一年四月二十六日換地処分を行つた旨の届出があつたので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第二百十九号)第二百三十三条第四項後段の規定により告示する。

昭和五十一年五月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 計量法第二百四十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間 昭和五十一年六月二十一日から

吉市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二百四十三条の規定により告示する。

昭和五十一年五月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

公 告

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定により、第5回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

昭和51年5月18日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

六月二十一日 午前十時から 午後三時まで 倉吉市 河北中学校

鳥取県公報

第4748号

- 1 試験を施行する場所及び期日
ア 場所
鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂
イ 期日
昭和51年6月8日(火曜日) 午前10時から正午まで
- 2 受験願書の提出期限及び提出先
ア 提出期限
昭和51年5月28日(郵送による場合は、5月28日までの消印があるものは、有効とする。)
イ 提出先
各土木出張所維持管理課
- 3 受験願書
各土木出張所維持管理課
- 4 その他
詳細については、土木部河港課又は各土木出張所維持管理課に問い合わせること。